

し、その中に三種の文字、即ち左より順次にアラビヤ字、八思巴字即ち元の國書及び畏吾兒字ウイグルを刻し、裏面(B同圖)には單線輪廓の方劃の中に漢字で中央に「令」、その右左兩側に「關シ僞防ヲ奸ヲ、不レ許サ借帶スルヲ違者治ハス罪ヲ」の十二字、牌縁の右方に「地字五十號」と刻してある。表面中央の國書は二行に書かれ、左より右に及ぶもので、その音譯及び字義を示すと次の如くである。

I. jar tuñyay mayu-

令 奸惡

II. ni seregdekü

ヲ 覺ラル

右側の畏吾兒字は字畫明らかでないけれども、同一語を寫したもののやうで、

I. jar tuñyay

令

II. mayun-i seregdehü

奸惡ヲ 覺ラル

と記したものだと思はれる。jar も tuñyay も、ともに命令の義で、聖旨・誥命等の語に對して用ゐられることは更だめていふまでもない。裏面漢字の「令」に對するものであらう。mayu, mayun は「惡」「歹」といふ義の名詞としても形容詞としても用ゐられる語で、裏面漢字の「奸」に對するものと思はれる。こゝには奸惡と譯した。